

1. 地区の概要(被災前)

【地区特性】

- ・当該地区は、いわき市中心部より北東に約 10km に位置し、津波被災市街地の被災前人口は 1,644 人で、世帯数は、697 世帯となっていました。
- ・四倉地区の中心をなす部分で、四倉漁港との関わりが深く、漁港には年間約 31 万人以上の人々が訪れる、「道の駅よつくら港」があります。また、隣接する四倉海岸は海水浴場のほか、花火大会や凧揚げ大会などの様々なイベントの場となり、年間約 10 万人が訪れていました。

表 各津波被災市街地の人口、世帯数

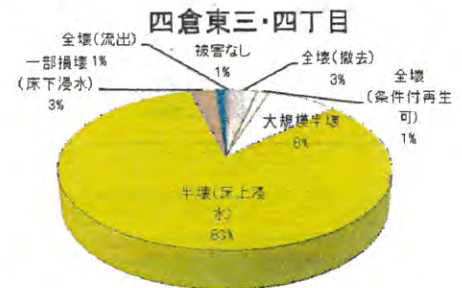
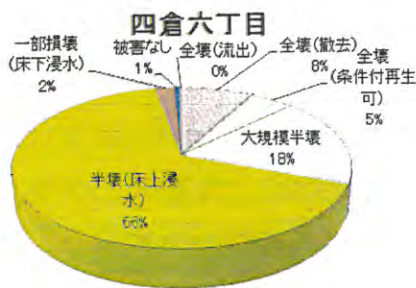
	四倉六丁目	四倉東三・四丁目	国道 6 号・ 県道豊間四倉線より海側
人口 (人)	303	947	394
世帯数 (世帯)	124	409	164

【土地利用特性】

- ・国道 6 号より西側一帯の市街地は、多少の空閑地を残しつつ建物が集積し、住宅や店舗、店舗併用住宅、作業所併用住宅などが混在して立地しています。
- ・国道 6 号・県道豊間四倉線より東側の市街地は、店舗や業務施設、住宅などが立地していました。

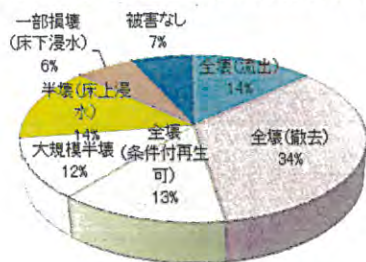
2. 被災状況

- ・四倉六丁目、四倉東三・四丁目では半壊（床上浸水）の割合が高く、国道 6 号・県道豊間四倉線より海側では全壊（（流出）、（撤去）、（条件付再生可）の合計）の割合が高くなっています。



四倉地区被災状況

国道6号・県道豊間四倉線より海側



3. 被災者意向

●今後希望する住まいの場所

- ・今後希望する住まいの場所は、「被災前と同じ場所」が四倉市街地で多く、被害の大きかった国道 6 号・県道豊間四倉線より海側では少なくなっています。
- ・国道 6 号・県道豊間四倉線より海側の地区では、「同じ地区内で危険性が低い場所」と「被災前の地区に近い津波が来ない安全な場所（高台など）」、「地区外への移転」の希望が多くを占め、四倉市街地を大きく上回っています。

●復興案を策定していく上で必要な対策

- ・復興案を策定していく上で必要な対策は、「今回のような津波が来ても街を守る十分な強度の防波堤が整備されれば」が最も多く、「津波が来てもすぐに逃げられる避難路や避難地などがあれば」、「かさ上げされた防災道路や津波防災緑地など多重に津波から街を守る施設が整備されれば」がこれに次ぎ、防災施設を重視しています。
- ・仁井田では、「津波が来ない安全な高台などに移転できれば」が最多となっています。

4. 地区復興の基本的考え方

【全体復興の基本的考え方】

- ・本地区は、広大な砂浜を持つ四倉海岸や四倉漁港を背景に、市北部の拠点地区として位置づけられてきたところであり、いわき市都市計画マスタープランでも、いわき四倉中核工業団地の整備とともに、拠点市街地の都市機能強化、海浜レクリエーション地域の整備等の方針が示されています。
- ・四倉地区の復興にあたっては、災害に強い地区づくりを最大の目標にすると共に、引き続き市の北部拠点地区の機能を果たせるよう、「道の駅よつくら港」を復興のシンボルとして、市街地と海岸部・漁港を一体に連携づけた再生を目指します。

【土地利用の基本的考え方】

- ・四倉市街地については、市北部地域の拠点としての機能を維持できるよう、津波防災対策等の強化を前提に土地の有効利用を図り、住宅や商業地など従前の土地利用に基づいた、現位置での復興を基本とします。
- ・国道6号・県道豊間四倉線より海側については、商業・業務地や住宅地等の従来に準じた土地利用を目指しますが、津波防災緑地にかかる住宅地等は近隣の安全な場所へ移転することとします。
- ・住宅再建が困難な被災者向けに、災害公営住宅を整備します。

【津波防御の基本的考え方】

- ・津波防災緑地や海岸道路の整備、海岸・河川の防災対策などのほか、避難地や避難路の指定、避難訓練等によって安全な場所に迅速に避難できる対策など、多重防御による「減災」の考え方を基本とし、地区の安全性の向上を図ります。

5. 地区別復興の方針

	土地利用の方針	防災施設整備の方針
四 倉	<ul style="list-style-type: none"> ・四倉市街地については、従前の土地利用を踏まえながら、市北部地域の拠点市街地の位置づけのもとで、防災対策等により安全性の向上を図りながら住宅地、商業・業務地などとして現位置での復興を基本とします。 ・海岸道路より海側については、堤防と津波防災緑地の整備を行い、津波防災緑地にかかる住宅地等は近隣の安全な場所へ移転することとします。（※仮に、堤防及び津波防災緑地を海側にせり出して配置する場合には、既存市街地は現位置での復興となる。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川、海岸の防災対策を行います。 ・津波被害を軽減する観点から、海岸堤防と合わせて津波防災緑地を整備し、災害に強い市街地を形成します。 ・安全な場所に速やかに避難できるよう、迅速な災害情報の伝達とともに、避難路の指定や避難場所への表示板の設置など防災対策を充実します。

※当該土地利用方針図は現時点で想定されるものであり、今後、被災者や市民の皆様のご意見やご要望、国の制度改正や関係機関との調整を踏まえて決定して参ります。

【四倉】



《土地利用方針》

- ・ 四倉市街地については、防災対策等により安全性の向上を図りながら現位置での復興を基本とします。
- ・ 海岸道路より海側については、堤防と津波防災緑地の整備を行い、津波防災緑地にかかる住宅地等は近隣の安全な場所へ移転することとします。（※仮に、津波防災緑地及び堤防を海岸にせり出して配置する場合には、既存市街地は現位置での復興となる。）

主な取組み

主体	主な取組み	備考
県	・ 河川・海岸・漁港の防災対策	
	・ 津波防災緑地整備（約 150 世帯）	市と連携
	・ 道路整備（豊間四倉線）	
	・ 漁港の防災対策	
市	・ 避難路の整備	

